

平成29年第2回定例会

宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

宮城県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年

第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

(第2回定例会)

8月9日(水)第1号

○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	3
○開 会	3
○会議録署名議員の指名	3
○副議長の選挙	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○報告第1号 平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5
○第12号議案 専決処分の承認を求めることについて(宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例)	5
○第13号議案 専決処分の承認を求めることについて(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)	5
○第14号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))	5
○第15号議案 平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	5
○第16号議案 平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	5
○第17号議案 平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	5

○第18号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて	35
○一般質問	
1. 色川晴夫 議員	36
「健康診査」の受診率向上を	
(答弁) 広域連合長、給付課長	
2. 眞幡善次 議員	39
データヘルス計画の推進と市町村助成事業の支援	
(答弁) 広域連合長、給付課長	
3. 杉浦謙一 議員	42
①保険料軽減制度の縮少による影響について	
②給付費準備基金の年度末見込み額について	
(答弁) 広域連合長、事務局長	
○閉会	46

平成29年第2回定例会

8月9日開会

8月9日閉会

議決結果一覧表

第2回定例会提出案件及び議決結果一覧表

1 議案

議案番号	件名	議決月日	議決結果
第12号議案	専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）	8月9日	承認
第13号議案	専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	8月9日	承認
第14号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））	8月9日	承認
第15号議案	平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について	8月9日	認定
第16号議案	平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	8月9日	原案可決
第17号議案	平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	8月9日	原案可決
第18号議案	監査委員の選任の同意を求めることについて	8月9日	同意

平成29年8月9日 開会
平成29年8月9日 閉会

平成29年

第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年8月9日

平成29年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(第1号)

平成29年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

○会議年月日 平成29年8月9日（水曜日）

○出席議員（34名）

1番	西澤啓文議員	2番	阿部正幸議員
3番	長田忠広議員	4番	齊藤秀行議員
5番	大森秀一議員	6番	臼井真人議員
7番	佐藤アヤ議員	8番	竹内和彦議員
9番	色川晴夫議員	10番	渡邊淳議員
11番	沼倉利光議員	12番	佐藤富夫議員
13番	小淵洋一郎議員	14番	犬飼克子議員
15番	佐藤千加雄議員	16番	石川敏議員
17番	富田文志議員	18番	西村義隆議員
19番	管野恭子議員	20番	武藏重幸議員
21番	伊藤淳議員	22番	大橋昭太郎議員
23番	阿部薫議員	24番	及川幸子議員
25番	庄司充議員	26番	遠藤実議員
27番	佐々木裕子議員	28番	曾我ミヨ議員
29番	大沼宗彦議員	30番	日下七郎議員
31番	眞幡善次議員	33番	菅原勇喜議員
34番	平間武美議員	35番	杉浦謙一議員

○欠席議員（1名）

32番 一條功議員

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	奥山恵美子	副広域連合長	村上英人
会計管理者	星康一	事務局長	高橋仁

総務課長	山口香織	保険料課長	佗美雅一
給付課長	千葉敬実	監査委員	及川宜成

○議会事務局出席職員職氏名

事務局長	伊藤哲也	事務局次長	三谷雅代
主査	玉手美絵	主事	大橋理志

○議事日程（第1号）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 副議長の選挙 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 報告第1号 平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 第12号議案 専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例） |
| 日程第7 | 第13号議案 専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第8 | 第14号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第9 | 第15号議案 平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 第16号議案 平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 第17号議案 平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 第18号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて |
| 日程第13 | 一般質問 |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開会

○議長（西澤啓文議員） ただいま出席議員が33名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

御報告いたします。

会議規則第2条の規定により、32番一條功議員から本日の会議に欠席の届け出がありました。また、5番大森秀一議員から遅刻の届け出がありました。また、12番佐藤富夫議員から早退の届け出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西澤啓文議員） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において4番齊藤秀行議員及び17番富田文志議員を指名いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（西澤啓文議員） 次に、日程第2、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤啓文議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤啓文議員) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名いたします。宮城県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、佐藤アヤ議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました佐藤アヤ議員を宮城県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤啓文議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤アヤ議員が宮城県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

佐藤アヤ議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

佐藤アヤ議員から御挨拶をいただきます。

○副議長(佐藤アヤ議員) ただいま指名をいただきました佐藤アヤでございます。

副議長として議長を補佐し、円滑な議会運営に努めたいと思いますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして御挨拶にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第3 会期の決定

○議長(西澤啓文議員) 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤啓文議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（西澤啓文議員） 次に、日程第4、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告について、お手元に配付いたしておりますとおり監査委員から議長宛て提出がありました。

次に、平成29年5月30日、大衡村議会選出の山路澄雄議員から、広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしました。

-
- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 5 | 報告第 1 号 | 平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 6 | 第 1 2 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 7 | 第 1 3 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 8 | 第 1 4 号議案 | 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 9 | 第 1 5 号議案 | 平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 第 1 6 号議案 | 平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 1 | 第 1 7 号議案 | 平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

○議長（西澤啓文議員） 次に、日程第5、報告第1号、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第11、第17号議案、平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括議題とし、広域連合長から説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 本日ここに宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、提出議案を御審議いただくに当たり、基本的な考え方及び提出議案の概要につき御説明をさせていただきます。

まず、初めに、基本的な考え方につき申し上げます。

後期高齢者医療制度も10年目を迎えております。制度が開始されました平成20年度には約25万人でありました県内の被保険者が、本年の5月末には30万人に達し、保険給付額も1,600億円から2,200億円へ約600億円増えてございます。また、被保険者が増加することとあわせ、新薬の開発など医療の高度化が進み、引き続き医療費の増加が予測されるところでございます。

世界に誇るべき我が国の国民皆保険制度を持続可能なものとするための制度改革が進められ、国民みずからの課題として将来を見据えて取り組んでいくことが求められております。そのような中におきましても、被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けることができ、健康に暮らすことができるように進めることが保険者としての責務であり、そのために国の制度改革を注視し、必要なことはしっかり申し述べていくとともに、運営におきましては、県内各市町村と連携しながら制度の安定した運営に力を尽くしてまいることが肝要であると、このように認識をいたしております。

それでは、続きまして、本定例会に提案を申し上げます各議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、報告第1号、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

平成28年度の後期高齢者医療特別会計繰越明許費でございますが、平成29年度からの制度改革を被保険者全員にお知らせをするため、平成29年3月中の発送準備を進めておりましたが、3月半ばに国から示された広報案と、準備をしておりました制度改革通知案の文言の調整が必要となり、その結果、平成28年度内の完了が見込めないこととなったため、所要額3,200万円の明許繰り越しについて、3月30日をもって専決処分をさせていただいたところであり、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、この旨報告するものでございます。

次に、専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

第12号議案、宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、所要の改正を行うもの
でございます。

続いて、第13号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につつま
して御説明を申し上げます。

この議案は、児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、第14号議案、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算（第3号）でございますが、この議案は、平成28年度葬祭費に不足が生
じたことにより、療養給付費から葬祭費に1,060万円を組み替え補正したもの及び先
ほど報告第1号で御説明いたしました全被保険者通知事業の繰越明許費でございます。

専決処分の承認を求める議案につきましては、以上のとおりでございます。

次に、第15号議案、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後
期高齢者医療特別会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

これは、平成28年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、監査委員の意見を
付して議会の認定を受けようとするものでございます。

初めに、一般会計でございますが、歳入では、予算額7億6,449万5,000円に
対し、収入済額は7億6,445万4,092円でございます。歳出では、予算額7億
6,449万5,000円に対し、支出済額は7億209万9,840円でございます。
この結果、歳入歳出差引残額は6,235万4,252円ございました。

広報経費が基金事業から共通経費となったことに伴い、特別会計への繰出金が増加した
ことにより、決算額は昨年度に比べて増加したものでございます。

次に、特別会計でございますが、歳入では、予算額2,500億1,900万円に対し、
収入済額は2,521億273万8,345円でございます。歳出では、予算額2,500億
1,900万円に対し、支出済額は2,420億5,942万9,430円ございま
す。この結果、歳入歳出差引残額は100億4,330万8,915円ございました。

昨年度に比べ、平成28年度におきましては、診療報酬改定がございまして、とりわけ
薬価のマイナス改定の影響は大きく、想定したほどに医療費が増加しなかったことによる
ものと考えております。

平成28年度の決算につきましては以上のとおりでございます。

次に、第16号議案、平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

この予算は、平成28年度の決算において繰越金が生じたため、平成29年度の財政調整基金へ積立金の増額補正を行うものと、来年度予定しております内部情報系システムの更新に当たり、必要となる既存システムからのデータ抽出業務等について所要額の補正を行うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,505万円を追加し、予算の総額を7億8,320万円とするものでございます。

また、内部情報系システムと新地方公会計システムの統合や、これまで単年度契約としておりました保守管理業務の追加等、内部情報系システムの仕様見直しに伴い、内部情報系システム等リース及び内部情報系システムパソコンリースの2件を廃止し、内部情報系システム等機器賃貸借の1件を追加し、債務負担行為額を7,539万5,000円とするものでございます。

第16号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第17号議案、平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

この予算は、決算に伴う繰越金と市町村からの免除措置特別負担金を後期高齢者医療給付費準備基金へ積み立てを行うとともに、国庫支出金などの精算に伴う償還金や健康診査助成金の財源として準備基金からの繰り入れを行うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ168億3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,537億4,200万円とするものでございます。

第17号議案、平成29年度特別会計補正予算につきましては、以上のとおりでございます。

以上、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議を賜り、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 続いて、第15号議案について、監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。及川監査委員。

○監査委員（及川宜成） 監査委員の及川でございます。

平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を御報告いたします。

さきに広域連合長に提出しております平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページをごらん願います。

審査に当たりましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、6月16日付で

広域連合長から審査に付された平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算について、その決算書等が関係法令に準拠して調製されているかを確認し、それらの計数を会計管理者所管の諸帳票及び各課から提出された決算資料等と照合するとともに、担当課長から説明を聴取し、さらに例月出納検査の結果を踏まえて実施いたしました。また、あわせて、予算執行の適否等について審査を実施いたしました。

第4の審査の結果であります。審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、予算執行状況についても適正であると認めました。

続きまして、決算の概要について申し上げます。

1の決算の総括についてであります。一般会計及び特別会計の歳入総額は2,528億6,719万2,437円、歳出総額は2,427億6,152万9,270円となっております。

次に、2の一般会計についてであります。歳入は7億6,445万4,092円で、前年度と比較すると3.60%の増、歳出は7億209万9,840円で5.21%の増となっております。

歳入の主なものは、広域連合規約第17条第1項第1号の規定に基づく市町村負担金となっております。

また、歳出の主なものは、広域連合議会の運営に係る経費、広域連合の運営及び管理に関する経費、職員人件費等の負担金及び電算システムに係る経費となっております。

次に、一般会計決算収支状況についてであります。2ページの第1表に示しているとおりにとなっております。歳入歳出差引額は6,235万4,252円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額となっております。款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、2ページの第2表及び4ページの第4表に示しているとおりにとなっております。

次に、5ページをごらん願います。

3の特別会計についてであります。歳入は2,521億273万8,345円で、前年度と比較すると1.82%の増、歳出は2,420億5,942万9,430円で1.46%の増となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び被保険者の保険料を含む市町村支出金となっております。

また、歳出の主なものは、保険給付に係る経費や健康診査の実施に係る経費、後期高齢者医療給付費準備基金への積み立てとなっております。

特別会計の不納欠損額は2,093万8,578円で、収入未済額は1,092万2,100円となっております。この内訳は、いずれも第10款の諸収入・雑入の返納金であり、前年度と比較し不納欠損額は265.24%の増、収入未済額は65.44%の減となっております。

債権管理に当たりましては、財政の健全運営とともに負担の公平性の観点から、未収金発生 of 未然防止と早期回収の適切な措置を講じて、収入未済額の縮減により一層の努力を望むものであります。

特別会計決算収支状況につきましては、第5表に示しているとおりであります。歳入歳出差引額は100億4,330万8,915円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として明許繰越額3,200万円を計上しております。款別の歳入歳出決算状況及び決算額の構成比につきましては、6ページの第6表及び7ページの第7表に示しているとおりとなっております。

次に、8ページをごらん願います。

4の財産に関する調書につきましては、決算年度において取得した公有財産及び債権はなく、取得価格100万円以上の物品は、決算年度末現在で2点となっております。基金につきましては、第9表、基金の種類別増減高及び決算年度末現在高に示しているとおりとなっております。

最後に、9ページの結びにも述べておりますが、後期高齢者医療制度は、平成20年4月の施行から10年目を迎えております。

制度開始時、約25万人だった被保険者数も、平成29年5月には30万人を超え、被保険者数の増加が続く状況に加え、近年の医療の高度化などにより、今後も医療給付費の増加が見込まれます。

このように、高齢者医療を取り巻く環境は厳しさを増す中、広域連合は制度の運営主体として、社会情勢や国の取り組み等を踏まえ、これまで以上に予算編成や計画的な資金収支に留意し、確実かつ効率的な運用に努め、被保険者が安心して医療を受けることができるよう制度運営及び財政運営に全力で取り組んでいただきたいと思います。

広域連合は、制度の運用に当たり、保険料の賦課や給付業務、各種申請の受付や保険料の徴収等、市町村と役割分担をしながら実施しております。今後とも構成市町村及び関係

機関と緊密な連携を図り、保険料の収納率の向上や円滑な医療給付について引き続き尽力され、公正かつ適正な事業運営に一層努力されることを望むものであります。

以上を申し上げまして、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果についての御報告といたします。

○議長（西澤啓文議員） ただいま、5番大森秀一議員が着席しております。ただいまの出席議員は34名となっております。

これより質疑に入ります。

質疑通告者は3名であります。

申し合わせにより、質疑回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示し願います。

通告順に発言を許します。

議題のうち第12号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案について通告がありますので、発言を許します。

12番佐藤富夫議員。

○12番（佐藤富夫議員） それでは、第12号議案についてであります。いわゆる専決処分の法的根拠についてということで、「地方自治法第179条第1項の規定により」とありますが、これだけでは理由がはっきりしません。それで、同規定には4つの条件があるんですが、まず、議会が成立をしないとき、それから第113条のただし書きによるもの、つまり議員の数が半数に達しないときと、それから緊急を要するため議会を召集するいとまがないとき、それから議会が議決すべき事件を議決しないとき、4つの条件があるんですが、どれに当てはまりますか。

第15号議案であります。平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の特別会計の不納欠損額2,093万8,578円の内容と、いわゆる消滅時効にしたということなんですが、法的措置の適用内容について伺います。

次に、同第15号議案であります。財産に関する調書ということで、財政調整基金4億9,295万6,000円と後期高齢者医療給付費準備基金63億2,352万7,000円のどのような運用をされたのか。

次に、同第15号議案であります。監査意見に関する対応について、意見書では未収金発生の未然防止と早期回収、不納欠損処分に関し慎重かつ厳正な対応を望むとしており

ます。また、確実かつ効率的な制度運営、財政運営に努めるように提言されておりますが、当局はどのように受けとめ、そして組織の内部統制にどのような結論に至ったか。

次に、第16号議案であります。

第2表の債務負担行為の補正、内部情報系システム等機器賃貸借7,539万5,000円、限度額とはいえ、この金額は妥当であるか、私にはわかりません。契約に当たっての見積もり合わせ等、妥当な根拠を示していただきたい。

それから、第17号議案であります。

歳入歳出予算、これは特別会計ですね。特別会計の補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の歳入で、基金繰入金として89億3,486万3,000円として計上しています。片や、歳出では、基金積立金として101億5,054万3,000円を計上しております。その差12億1,568万円を基金に戻しているわけですが、ちょっとややこしいのでその処理についての中身を教えていただきたい。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの佐藤富夫議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

私からは、監査委員の意見に関する対応についてお答えを申し上げます。

当広域連合の債権管理につきましては、国や県、市町村等の負担金はもとより、医療機関や施術機関からの請求誤りや、被保険者の窓口負担割合の変更に伴う医療給付費の過払いなどにつきましても、法令等の定めに従い適切な債権管理と収納に努めてまいったところでございます。

また、医療機関等の不適正な請求や、交通事故等に代表される第三者行為に対する請求等に対応するため、一昨年度から事務局内に給付第三班を設置し、必要な人員の確保を図るなど、事務局内の体制整備もあわせて行ってまいりました。

今般、地方自治法が改正され、平成32年度より都道府県や指定都市において内部統制に関する方針を定めることが義務化されるなど、内部統制についての重要性がさらに増していると認識をいたしております。

広域連合といたしましても、監査委員からいただきました御指摘等を十分に受けとめ、引き続き財政の健全な運営と負担の公平性を図りながら、債権管理事務を適切に行い、30万人被保険者の皆様が安心して医療サービスを受けることができますよう、安定した制度運営を行ってまいります所存でございます。

残余のお尋ねにつきましては、事務局からお答えを申し上げます。私からは以上でございます。

います。

○議長（西澤啓文議員） 総務課長。

○総務課長（山口香織） 私からは、専決処分及び平成28年度決算に係る財産、平成29年度補正予算に関する数点のお尋ねにお答えいたします。

初めに、個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る専決処分についてでございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、マイナンバー法において、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する条文が第26条として追加され、これ以降の条番号が変わったことにより、当広域連合の個人情報保護条例で引用しているマイナンバー法の条文の番号がずれることから、これを正すものでございます。

条例改正でございますので、定例会で御審議いただくべき案件でございますが、マイナンバー法改正に関する情報収集が不足していたことから、平成29年第1回定例会には間に合わなかったものでございます。

また、改正マイナンバー法の施行日に合わせ、平成29年度早々に条例改正を行う必要があることから、本来であれば臨時会を開き御審議いただくべきところでございますが、平成29年2月及び3月は県内の多くの市町村において議会が開催されており、臨時会の開会が困難であったため、地方自治法第179条第1項における「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するものとして、平成29年3月30日に専決処分を行ったものでございます。

今後は適切に事務執行がなされるよう、国における法改正等の動向等を十分に注視し、適切に対応してまいります。

次に、平成28年度決算に係る御質問のうち、財産の運用に係る御質問にお答えいたします。

広域連合の2つの基金及び歳計現金は、確実かつ効率的に運用がなされるよう金融機関に預け入れを行っておりますが、原則として資本元本が損なわれることを避けるため、安全性及び確実性が確保されているもの、かつ支払い等に支障を来すことのないよう、いつでも現金化できる流動性の確保が図られたもののうち、有利な方法を主眼に選定し、定期預金等で運用いたしております。

なお、歳計現金につきましても、資金繰りを見ながら支払いに支障を来さないことを前提に、基金と同様の運用を行っております。引き続き安全性と確実性を確保し、可能な限り効率的な資金運用となるよう努めてまいります。

次に、平成29年度一般会計補正予算で債務負担行為の補正を行う内部情報系システムについてでございますが、平成30年4月にシステムの更新を予定しておりまして、更新に当たり、この間ソフトウェアの操作性やセキュリティーの強化、障害への迅速な対応など、さまざまな観点から検討を進めてまいりました。

その結果、単独で導入予定であった新地方公会計システムや、別発注を予定していたセキュリティー対策機器、単年度契約していた運用支援業務等を一括して発注することで、これらを実現できる見込みが立ったことから、債務負担行為を補正することとしたものであります。

金額につきましては、市場価格や参考見積額をもとに積算したものであります。

なお、今回の仕様見直しにより、一括発注する前と比較して、5年間の総額として約370万円のコスト削減を見込んでおります。

最後に、平成29年度特別会計補正予算で計上した基金繰入金及び基金積立金の差額と処分の方法についてお答えいたします。

初めに、前年度の特別会計決算で生じた歳計剰余金を前年度繰越金として収納し、歳出として医療給付費準備基金に全額積み立てます。その後、前年度国庫負担金等の精算による返還を行うため、その財源として基金から取り崩しを行い、償還金として国、県、市町村等に支払う流れとしているところでございます。結果としては、議員のお尋ねのとおり、差額の約12億円を基金に積み増すこととなりますが、処分の方法・手順といたしまして、まず先に全額を積み立て、その後、所要額を取り崩すこととなりますので、このような予算の計上となっているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） 私からは、平成28年度決算に係る不納欠損に関するお尋ねにお答えいたします。

今回、不納欠損額として計上しました2,093万8,578円につきましては、診療報酬の不正請求が判明した施術機関に対する返還分が1,033万9,815円、被保険者の所得変更に伴い自己負担割合がさかのぼって1割から3割に変更になったことによ

り、既に医療機関窓口で支払った自己負担額と本来の負担額との間に生じた差額金が1,059万8,763円となっており、いずれの債権も債務者の破産や死亡等により回収が困難となったもので、法的な措置の適用としては、権利を行使できる時から5年経過したことにより、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効により、やむを得ず不納欠損として処理したものでございます。

以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 佐藤富夫議員。

○12番（佐藤富夫議員） それでは、再質疑をいたします。

まず、第12号議案であります、いわゆる前段、後段長かったんですが、議会を開くいとまがなかったということですよ、これね。ちょっと尾ひれはひれ長過ぎるんですよ。簡単に説明してください、簡単に。

それで、これね、3月30日に専決処分しているんですよ。それで、きょう8月9日まで122日間あります。では、本当に議会を招集する時間がなかったんですか。122日間あるんですよ。「本来であれば、臨時議会を開いて提案するところでございます」なんて答えているんですが、122日間ですよ。本当になかったんですか。教えてください。

それから、第15号議案の関係であります、いわゆる消滅時効にした、不納欠損ですね。そちらの適用内容についてなんです、あくまでも5年間の時効ということで、これは民法にも規定してあります。もちろん、地方税法にもあるんですが、ではその間、本当にいわゆる督促をしていたのか。これ、しなければ時効なんですよ。ですから、その5年たってから、いわゆる死亡者が判明したとか、そういったケースもあるわけですけども、一体どちらなのか。これをはっきり教えてください。

それから、財産に関する調書なのであります、いわゆる運用の関係ですが、この例規集の最後のほうに載っているんですよ。それで、いわゆる有利な運用をなさないと、結論はこういうことなんです、では今まで説明したことが本当に有利な運用なのかということになりますから、これは見解の相違と言われればそれまでなんです、安全かつ有利な運用をしなければならないというふうになっているんですよ。ですから、国債、今どういう状況になるかはわかりませんが、そういった運用の仕方もあるだろうと。ですから、さまざまな運用方法を考えて、安全かつ有利な運用をしなければならないということになりますから、その辺をどのように考え、議論されてきたのか、答えていただきたいと思えます。

それから、監査意見に関する対応についてであります。確かに最近、地方自治法が変わりまして、内部統制の問題が監査意見の中でも位置づけられておりますが、しかし、私はことしから後期高齢者医療広域連合議会の議員になったんですが、昨年度、27年度の監査意見書を読ませていただきました。そうしたら、27年度の監査意見書はほぼ同じ表現なんです、これね。ですから、しかるべき対応をしていますよということなんです、同じ意見をされているということは、遅々として対応が進んでいないことが推察されるわけですよ。ですから、その辺の当局の所見をいただきたいということでもあります。

それから、第16号議案の関係であります。これは情報システムというのは一度同じメーカーを取り入れますと、ずっと言葉は悪いんですが、やくざの組織と同じなんです、これ。ずっと同じものを使わなくてはならないような格好になってしましまして、そこから抜け出すというのはすごく難しいんですね。ですから、同じメーカーと継続することになります。そうすると、やはりこれ債務負担行為ですから、一部価格から370万円の削減につながるというお話でありましたが、私はもっとつながると思うんですよ。ですから、やはりその辺あたりを、恐らくシステムに関しては、内部のシステムに関しては、皆様方はこれは素人だと思いますから、やはり外部のいろいろな意見を取り入れまして、その債務負担行為というのは長期の契約になるわけですから、やはり組織としては有利な方向に契約をしなければならないということになっていきますから、その辺はどのように議論されて、これからどうしていくのか。その辺のお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、あとは第17号議案については納得いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 再度のお尋ねにつきまして、おおむね5件いただいているかと思えますけれども、順次お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、第1番目の専決処分ということについてでございます。

法的根拠につきましては、先ほど担当課長のほうから御説明、御答弁を申し上げたところであります。それでは、新年度に入りましてから議会、臨時議会を開催する時間がなかったのかということでございますけれども、これは時間的に考えれば不可能であったということではないと私は考えてございます。しかしながら、今回専決処分をさせていただきましたものは、法改正によりますいわゆる条ずれを訂正するというところでございまして、

私、広域連合長が専決処分といういわば私の独裁的な権限によって広域連合の運営について何らかの不利益を及ぼすような、いわゆる処分に幅のあるような案件ではないというふうに私は考えまして、これは実務的な是正措置と広域連合議会としてはお認めいただくということであるので、この時間的な余裕については御理解を賜りたいというところで私として専決処分とさせていただいたものでございます。

それから、2番目として、5年の消滅時効の中でのその債権ということでございます。

この債権につきましては、不適正な請求をいたしました医療機関からの回収が医療機関の倒産によってできなかったという件や、また、負担額の割合の変更に伴うものなど、複数の要件のものがございます。これがこの間、我々として十分なその回収の努力をやってこなかったのかどうかということでございますが、私どもとしても、この事態が発覚しましたときから回収に向けて相応の努力はそれぞれの段階でしてきたというふうに認識をしております。ただ、しかしながら、この時期は特に震災後の大変広域連合としてもさまざまな減免でありますとか、申請者の方の混乱でありますとか、国からの震災に伴いますさまざまな対応への準備といいますか、実施に追われていた時期でございまして、例えば本来であれば行うべき督促の回数が十分であったかとか、そういうことについては現時点から見れば反省すべき余地もあるのではないかと思うところでございまして、今後そういったことについては、執行機関としてしっかりと私どももなお、さまざまな反省を踏まえ、債権の適正な回収に努めてまいりたいとこのように思うところでございます。

3点目として、財産の運用についてのお尋ねでございます。

御指摘のとおり、財産の運用につきましては、これを少しでも広域連合全体の運営に資するように有利に取り計らうべきというのは、本当に御指摘のとおりであるというふうに考えているところでございます。一方、やはりこの運用において毀損があってはならないということもそのとおりでございまして、現在、定期預金の金利はまことにスズメの涙のような状態で、そういう意味では決して有利な運用とは言えない部分でございますけれども、安定性との兼ね合いの中で私としては定期預金についても一定の運用を行っているというところでございます。なお、今後さらにこの有利な運用ということについて、どのような幅を広げることが可能であるか、他の広域連合等の運用等の状況も十分に勉強させていただきながら、より有利な、かつ安全性を担保した運用となるように努めてまいりたい、そのように考えるものでございます。

それから、4点目として、監査意見への対応というお尋ねでございます。

昨年度に引き続き、監査意見として同様のものを記載、そして指摘を受けているというのは、やはり執行上に十分なその監査意見に対して対応していない部分があるのではないかと、という御指摘かと受けとめさせていただきました。先ほどの債権の回収の中で、給付割合の変更に伴う債権や、適用範囲の見直しに伴う過払いでありますとか、不足額に対する回収、また、還付の問題がございましたけれども、これはさまざまな経緯がございまして、単年度ではなく複数年度にわたってこの事態が続いているという状況がございまして、そのことについては、さきに御説明をさせていただいたところではございますが、この同様の案件が複数年度にわたっておりますために、事務局の事務的な改善の単年度の中では対応し切れてないというものがございまして、最終的な回収までにはなお複数年を要する見込みでございまして、今後、そうしたことの起こらないよう、根本的な対応について、さらに宮城県後期高齢者医療広域連合として十分努めるとともに、また、国等に対しましてもそうした誤解を生ずるようなことのないように繰り返し意思疎通を綿密にしていまいりたいというふうに思っているところでございます。監査意見への対応につきましては、各年度ごとに万全を期するよう努めてまいりたいと考えるものでございます。

最後に、第5点でございまして、情報システムについてでございます。

御指摘にもございましたとおり、情報システムは確かにいったんある会社に落札がされますと、なかなかデータの移管であるとか、システム改修の細部にわたって例えば知識の乏しい職員では把握し切れないといったような事情があり、契約が複数年に継続されるという傾向は、私が市長をしております仙台市においてもままた見られるところでございます。そういった場合に、やはりそれが金額的に不適正な金額になるということも十分に危惧されるところでありますので、それにつきましてはやはり適時な年数において複数事業者からの見積もりをとるなり、しかし、余り過激に事業者をかえることもまた別の意味でのコストも発生いたしますので、その辺を勘案しながら適切なチェック機能が働くような契約システムをとっていくことが重要であろうと、そのことに十分に意を用いてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上、5点の再質問についてお答えをさせていただきました。

○議長（西澤啓文議員） 佐藤富夫議員。

○12番（佐藤富夫議員） 大分絞られてきましたので、2つばかりお聞きしたいと思えます。

まず、第12号議案の関係であります。いわゆる議会を開くいとまがないときかどうか

かの認定というのは、これは長が行うことになっておりますが、しかし、自由裁量ではないというのがこれ見解でありますから、いわゆる長の認定には客観性がなければならないともされておるんですが、どんな客観性があつたのか。長の所見を伺いたい。

それから、第15号議案のいわゆる不納欠損の関係であります。これはいわゆる消滅時効にしたものについては、今ちょっと文献を見ているんですが、いわゆる地方税法あるいは地方自治法、それからいろいろあるんですが、それプラスいわゆるこの当広域連合の例規集によって処分をされるということになると思ひますが、しかし、不納欠損処分については法令でもって確かに措置をするんですが、いわゆる放棄した債権等について行うべきであつて、単に徴収不能ということだけで適宜の裁定によって整理すべきものではないということになっているのです。ですから、今の説明ですと、いわゆる亡くなった方もいらつしやつたということですが、その他もあるということでもありますから、その辺についてのいわゆる法の見解の所見についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） まず、専決処分の客観性ということでございます。

先ほどの答弁と繰り返しになる部分があろうかと思ひますけれども、このたびの専決処分をさせていただきました案件は、法改正に伴う条ずれを正すということでございます。その条ずれを正すということの中には広域連合長としての私の裁量の余地はないと言つてよいかというふうに思ひます。したがいまして、臨時議会を開催することはもちろん可能でありますし、そのことも検討の素材にはなるわけでございますが、しかし、やはり当該時期、3月、4月におきます年度末の大変各市町村議会がお忙しい中、また、人事異動等もあつて、当広域連合事務局としても事務多端である中において、条ずれ解消のみのために臨時議会を招集することが適切であるかどうかということについて運用を私として考慮いたしました結果、本議案については私の専決処分とさせていただきます。なおかつ、また、その条ずれを訂正するという点について、その間において議論の余地があつて何らかの変更が必要になるという要素も乏しいということでもありますので、本日の定例議会までその案件を事務的なお認めをいただく期日を別に設けるとすることは判断しなかつたということでございます。

なお、不納欠損に関します消滅時効に関連した具体のさまざまなありように関する点につきましては、私も詳細については存じない部分もありますので、事務局長より御答弁を申し上げます。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） お答え申し上げます。

ただいまお話にございました死亡だけではないというところがございますけれども、確かにそのほかの件もございました。1件、1件につきまして、やはりどういう支払える状況にあるかどうかというところの見きわめが大切でございますので、そういう中で、もちろん死亡した場合でも相続とかそういった件もございますけれども、そういう中でやはり支払いが難しいといえますか、回収ができないという判断のもとで不納欠損としたものがございます。

○議長（西澤啓文議員） 次に、議題のうち、第15号議案について通告がありますので、発言を許します。

24番及川幸子議員。

○24番（及川幸子議員） 24番、及川幸子です。

第15号議案の中から、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についての議案の中より、歳出1款総務費の一般管理費の中のジェネリック医薬品差額通知及びカード作成に当たり、40%強の方に利用され、医療費の軽減につながったことは評価いたしたいと思っております。ただし、切りかえ率が上がっているのに、軽減効果額が下がっているのはどのような理由なのか、御説明をお願いいたします。

それから、歳入のほうで、10款諸収入の雑入で、先ほど佐藤富夫議員が御質問いたしました不納欠損額2,000万円強が出ているが、この理由と今後の対策をどのように考えているかということなんですけれども、この2つ目については佐藤議員の御答弁であらまし半分以上は理解いたしましたけれども、まずこの歳出のほうから御答弁よろしく願いいたします。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの及川幸子議員の御質疑につきましては、事務局よりお答えを申し上げます。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） 初めに、ジェネリック医薬品についてのお尋ねにお答えいたします。

ジェネリック医薬品差額通知事業につきましては、先発医薬品を使用している方の中か

ら、ジェネリック医薬品に切りかえることで自己負担額の軽減が見込まれる方に対し、勸奨通知を送付しているもので、あわせてその後の切りかえ率や軽減効果額を調査するものでございます。

平成27年度では、効果が見込まれる軽減額が大きい順に上位2万人を抽出し、死亡者を除く1万9,922人に通知した結果、8,381人、率にして42.06%の方に切りかえをいただき、1,507万3,127円の軽減効果がございました。

平成27年度の結果を分析、検討した結果、平成28年度は事業を効率的かつ効果的に行うため、効果額が大きく見込める対象者を年齢の若い順に1万人に絞り、死亡者を除く9,952人に通知した結果、4,351人、率にして43.71%の方に切りかえをいただき、903万1,324円の軽減効果がございました。

対象者の抽出方法と人数が異なること、また、対象となる薬剤価格が違うことから比較が難しいところがございますが、切りかえ率は前年度より1.65%上昇しておりますし、軽減額を切りかえ人数で除した1人当たりの効果額を比較してみますと、平成27年度1,798円から、平成28年度は2,076円と278円増加しており、効果が高まったものと考えております。

次に、平成28年度決算に係る不納欠損に関するお尋ねにお答えいたします。

先ほど佐藤議員の質問で御説明したとおり、不納欠損額として計上しました2,093万8,578円のうち、1,033万9,815円につきましては、診療報酬の不正請求が判明した施術機関に対し返還請求をしてきたもので、債務者の破産により債権回収が困難になったものでございます。また、1,059万8,763円は、被保険者の所得変更に伴い自己負担割合がさかのぼって1割から3割に変更になった際、既に医療機関窓口で支払った自己負担額との間に生じた差額を求めたもので、債務者の死亡等により債権回収が困難になったものでございます。

いずれの債権も、権利を行使できる時から5年を経過したことにより、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効により、やむを得ず不納欠損として処理したものでございます。

今後の対策につきましては、納期までに納入されない方には電話催告や督促状を送付するなど、継続して債権回収に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 及川幸子議員。

○24番（及川幸子議員） それでは、再質問のほうから総務費のジェネリックの関係なんですけれども、ただいまの御答弁によりますと、大分この軽減効果が出ているようなんですけれども、このカード通知などを発送して本人にPRを促しているということが、27年度、28年度ということで大きな成果を上げているようです。ただ、28年度については、半数の人数ですね。9,952人ということで、1人当たりの金額というのが2,076円ということで、27年度よりは薬の薬価代のほうが若干高くなっているのかなという、ただいまの説明で認識いたします。それにつけても、やはりこういうPRの仕方でも大きな成果を生むものだなということがうかがえるわけなんですけれども、今後ともこういう努力をしていただきたいと思います。

それから、次に、不納欠損の関係ですけれども、震災からやはり今6年目を経過して、その不納欠損の5年の期間がその間に不納欠損となったということなんですけれども、やはり震災のときからの5年間というのは、みなし仮設とか全国にも散らばっている方も多いし、病気になっている方もふだんの震災前の時期と比べて大分出ていたかと思われるんですよね。そういった中で、御説明の中で2,000万円という額になったんだということがうかがわれました。

ただ、先ほどの御答弁の中で、施術者ということでこの5年間のうちにお医者さんでなくて施術というか、マッサージ、そういうものも該当になってきているはずなんですけれども、その辺の中で施術者、事業者ですね。そういうほうからの請求というのはどの程度医療費に対して、そのマッサージとか整骨院さんですかね、そういうものの割合というものはどの程度、パーセントとすれば大きくていいですので、わかっている範囲でいいのでどのぐらいの請求が現在あるのか。たしか始まって2年ぐらい、二、三年かなと思われますけれども、その辺御説明願います。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 今お話しいただきましたジェネリック前段のお話については今後も努力をということで、私どものほうで今回はカードからシールにかえるとかをして、その可能性を探っております。ただ、いろいろなところでお話をいただきますと、必ずしもジェネリックがそのままいいと言えないという御意見の方、被保険者の方、あるいは先生もいらっしゃる中で、国のほうは同一の成分だという言い方をして、まだまだいろいろここは検討していく余地があるところがございますので、国のほうのそういった目標も設定されておりますので、そういう中で誤解を与えない、より効果的なものとして、ジェネリック

クの普及につままして私どもも進めていきたいと思っております。これは引き続きやって、ジェネリックの割合を高めていきたいと思ひます。

あと、施術師、柔道整復あるいはあんま・マッサージの関係でございますが、数字、今計算してはいますが、医療費に比べますと、一般の医療費に比べますと、かなり割合は低うございます。ただ、そうは言ひましても、マスコミ等に報道されますように、不正がよく指摘をされるところでございます。今回は不納欠損になったのはこの施術の1件が、不納欠損に最終的に破産のためになったわけでございますが、私どもの事業の中では毎年数件、この不正については厚生局から指摘をされ、県から指摘をされ、その回収に当たってございます。通常は回収されるんですが、この1件が破産に伴い不納欠損になったということでございます。

柔道整復に関しては、年々その支払い額が減ってございます。あんま・鍼灸に關しましては、ちょっと今数字、私のところで申し上げられませんが、いろいろ問題があつたりするものですから、厚労省でも社会保障審議会医療保険部会に専門部会を2つ設けまして、柔道整復関係とあんま・鍼灸マッサージの委員会を設けまして、そこでいろいろ検討してございまして、適正な施術の仕方あるいはかかり方等、請求の仕方について進めているところがございます。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） お答えいたします。時間がかかって大変申しわけありません。

全体に係る療養費というか、給付費の中で占める割合は、0.7%という形になります。以上です。

○議長（西澤啓文議員） 及川幸子議員。

○24番（及川幸子議員） ありがとうございます。

このジェネリックのお医者さんに行くと、私まだ75歳になっていないんですけども、ジェネリックも先発も中身は変わらないですよというお医者さんの話がされるんですけども、そうであれば、ジェネリックで用は足りるのではないかなと思われるんですけども、ただいま事務局長の御答弁の中で、ジェネリックとの整合性といひますか、薬のですよ。そういったものをリーフレットを使いながら国民の方に説明していきたいというお話あつたんですけども、年齢がいくとやはり説明を受けると「あ、そうなのか」と、お医者さんに言われたとおり国民の人というのは受け取るんですよ。そこの違いというものを、やはりリーフレットなりに書いて、どこがよくてどれがだめでというような詳細

も入れるべきだと、今後。そして、本人が納得してお薬をもらうというような方向も必要でなかろうかなと思うんです。医療費というものは、薬のほうがかえって高くなったりという部分がありますので、その辺の調整役もきちっとリーフレットにお示ししていただければありがたいと思います。

それから、次に、マッサージの件なんですけれども、やはり今、75歳以上と後期高齢になりますと、高齢になってきて腰が痛い、どこが痛い、かくが痛い、医療だけではわからない部分の人たちが通うわけですね。そうすると、保険請求できないとか、現場はそういう現状があるので、その辺も我々町民はどれが医療でどれが施術でというようなこの分け方ができないわけですね。そして、レセプトが回ってきて、そのレセプトに基づいて医療費の請求などをなさっていますけれども、その辺のリーフレットの中にそういうことも書き加えていただけると、もっと安心してそういう整骨院なんかに行けると思うんですけれども、どうも現場を見ていますと、これはだめですとか、通院1週間に1回とか、週2回とかと言っていることができていない部分が現場としてありますので、その辺のPRなどもリーフレットの中に書いていただくと、もっと気軽に高齢者の方が利用される面も出てくるかと思われますので、あわせてその辺もお願いいたします。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 初めのジェネリックでございしますが、先生にお伺いしましても、この薬が果たして先発の薬と同じかどうかはわからないというものが次々出てくるというお話を伺っております。ですから、むしろかかりつけの先生に御相談をいただいて、もしそのジェネリックにかえて何かがあった場合は、すぐ先生にもう一度御相談いただくという形がいいかと思えます。先発医薬品が同じ内容でジェネリックになってくるものもございまして、それは問題ないんでございしますが、そうでない場合は、成分は同じですが練る材料とかいろいろ違うということをおっしゃる先生もいらっしゃいますので、これは私どもでどの薬がいいという形はなかなか難しいところでございます。なお、国ともそういったものについてはいろいろ意見を交換していきたいと思っております。

それと、どれが柔道整復とか、あるいはあんま・マッサージでどれが保険適用になってどれが適用にならないかということにつきましては、例えば診断書がなければだめなものとか、緊急のものであれば大丈夫なものとか、いろいろそういったルールといいますか、そういったものは決まっております。むしろ、これは柔道整復なり、あるいはあんま・鍼灸・マッサージの施術所のほうがきちんとそれを対応して、初めにそのおいでになった

患者さんに、これは保険になりますよ、なりませんよ、あるいはこれは最初に整形の先生に診断書を書いていただかないとできませんよということをきちんとお伝えすることが大事でございまして、国でも今、例えば施術所が学校卒業するとすぐ開業できるという点を少し見直すとか、年数とかですね。あるいは、研修をするとか、そういうことをしてございますので、そういった動きも見ながら、私どもとしても適切な対応をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 次に、議題のうち、第14号議案、第15号議案、第17号議案について通告がありますので、発言を許します。

30番日下七郎議員。

○30番（日下七郎議員） 30番、けやきの会の日下七郎です。通告しておりますので、早速入らせていただきます。

第14号議案の専決処分の承認を求めることについてであります。

平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1表、歳入歳出予算補正。議案書の11ページ。

①として、歳出2款3項その他医療給付費の配当された予算がゼロ円となった時期はいつですか。

②①の配当された予算ゼロ円後、平成29年3月、これ「31日」とあるけれども、「30日」に訂正します。30日までに、葬祭費の支出負担行為はなかったのですか。

③地方自治法第220条第2項のただし書きの流用規定の適用を検討しましたか。または、予備費充用の検討をしましたか。

第2表、明許繰り越し、全被保険者通知事業。議案書の12ページ。

①平成28年度補正予算（第2号）にて、全被保険者宛てに保険料軽減特例の改正内容を周知するためにリーフレットを作成し、平成29年3月に送付すること、並びに平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書にも改正内容と同様のリーフレットを同封して送付することとっております。いわゆる2種類だと思っておりますけれども、確認いたします。

②7月24日、全員協議会、議員宛てに送付のリーフレット案の作成、印刷について、時期の説明を求めます。

③全被保険者通知事業の歳入、国庫支出金（特別調整交付金）は、平成28年度内に交

付されましたか。

次、第15号議案、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

歳入、1款1項1目保険料負担金についてであります。決算書の24、25ページ。

歳入、1款1項1目備考欄の保険料負担金173億8,888万2,247円が保険料の収納額となっております。保険料の収納額が172億7,617万6,619円、主要な施策に関する説明書の16ページ(5)1)より、保険料負担額が超過しております。1億1,270万5,628円が超過していますことを説明をお願いします。

次、②でございます。1款1項1目備考欄の保険基盤安定負担金46億1,498万617円と主要な施策に関する説明書16ページ(5)2)軽減の状況、ここ、ちょっと「軽減合計額」といたしますので訂正しますけれども、軽減合計額が68億299万222円が同額、これと同額となることと思うが、22億円異なっていることについて説明を求めます。

歳出、2款1項1目医療給付費についてであります。決算書36、37ページ。

主要な施策の成果に関する説明書15から16ページによると、被保険者29万9,262人中77%の23万1,018人が、保険料の軽減措置されている後期高齢者医療広域連合の特別会計歳入歳出決算について、以下について、特に保険料の軽減措置の被保険者が必要な診療を受けているのか、質疑を行います。

当初予算の医療給付費が2,343億3,911万1,000円が、決算書で医療給付費の支出済額が2,219億9,928万6,215円とは、当初予算より123億3,982万4,785円マイナスとなっております。当初予算編成で、歳出の医療給付費を過大に見込み、歳入の保険料を過大に見込んでいるのか、あるいは被保険者が必要な診察を受けてないのか、説明を求めます。

第17号議案、平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

歳出、5款1項1目、7款1項2目についてであります。

①5款1項1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金101億5,013万7,000円の積み立て後の現在高の説明を求めます。

②7款1項2目償還金66億8,466万3,000円、これは予算説明のほうにはいろいろ市町村負担金あるいは国庫支出金などがありまして、負担割合が決まっております

ので、平成28年度の特別会計決算の医療給付費の削減額について説明を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの日下七郎議員の質疑につきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） お答えいたします。

初めに、葬祭費に係る補正予算等に関する数点のお尋ねにお答えいたします。

葬祭費につきましては、毎月15日と月末に支給してございますが、3月末支給分に係る予算の不足が判明したのは3月中旬でございまして、3月30日付で専決処分により予算の補正を行い、その後、支出負担行為をしたところでございます。

葬祭費の不足額につきましては、御質問にございましたように、予算の流用及び予備費の充用も検討いたしました但、次にお答えさせていただきます全被保険者通知事業の予算繰り越しのため予算の補正が必要であったこともございまして、当該事業とあわせて3月30日に専決処分により予算を補正させていただいたところでございます。

次に、全被保険者通知事業についてでございます。

リーフレットの作成、送付につきましては、平成28年度補正予算（第2号）成立後、直ちに原稿作成作業を進めてございましたが、その後、厚生労働省から、3月に国のリーフレット案が示されるとの連絡がございました。このため、厚生労働省のリーフレット案との整合性を図る必要があると判断いたしまして連絡を待っていたところ、3月16日になって厚生労働省からリーフレット案が示されました。

その内容を精査しましたところ、先に参考資料として議員の皆様にお送りいたしましたとおり、準備していた制度改正リーフレット案の高額療養費の説明部分に、加筆したほうが被保険者の皆様にとってよりわかりやすくなる部分がございますことから、文言の整理をすることといたしました。この作業に伴い、その後の印刷・封入等のスケジュールも3月末の完了予定から約1カ月程度おくれる見込みとなりましたことから、必要な予算措置を行い、作業を急ぎ進めた結果、被保険者の皆様への送付は4月下旬となったものでございます。

また、平成29年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書におきましても、この制度改正周知用リーフレットと同様の内容のリーフレットを同封いたしてございます。

全被保険者通知事業における歳入の特別調整交付金につきましては、平成29年度交付予定とされたところでございます。

次に、特別会計の市町村負担金、保険料負担金歳入の決算額と、主要な施策の成果に関する説明書中の保険料収納額についてお答えいたします。

決算額は、過年度分保険料を含めて市町村が平成28年度中に収納し、広域連合に28年度市町村負担金として納入された額でございます。他方、説明書の収納額は、平成28年度分保険料として賦課したもののみを対象として、その収納額を示していることから、決算額とは差異があるところでございます。説明書では、当該年度分の保険料の収納率を明らかにするため、このように取り扱っているところでございます。

次に、特別会計の保険基盤安定負担金歳入の決算額と、主要な施策の成果に関する説明書中の保険料軽減額についてお答えいたします。

御案内のとおり、保険料の軽減措置は、本来の軽減措置と、さらに上乘せする特例措置の2段階で講じられておりますが、保険者に対する財政措置もこれに対応して2つの方法で行われているものでございます。お尋ねの保険基盤安定負担金は、本来の軽減措置への財政措置でございます。特例措置分につきましては、決算書の次ページ、26ページにございます民生費国庫補助金、これの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により財政措置されるところでございます。今後、精算がございまして、差異はございますが、基本的には保険基盤安定負担金と高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、この2つの財政措置を合計したものが説明書にお示ししております軽減額となるところでございます。

次に、当初予算編成における療養給付費や保険料の見込み及び被保険者の受診についてでございます。

平成28年度の医療給付費予算につきましては、平成27年度の医療給付費実績に基づき、安全かつ確実に医療給付を行うことができる額を見込んで予算編成を行ったものでございます。予算編成後に国では、平成28年4月からC型肝炎治療薬などの高額薬剤の大幅な薬価引き下げを実施したところでございます。その薬価引き下げを含む診療報酬改定などにより、平成28年4月診療分以降の療養給付費が抑えられ、平成29年第1回定例会において約50億円の減額補正を行ってございまして、最終的な不用額は約75億円となっております。

また、この不用額につきましては、月平均の保険給付費約185億円と比較いたしますと、半月分に至らない額でございまして、インフルエンザの大流行等、不測の事態を迎え

たとしても医療機関への支払いが滞ることがないように備えることを考えるならば、保険制度運営上、過大な額ではないものと考えてございます。

被保険者の受診につきましては、平成27年度と平成28年度の1人当たりの受診件数を比較しましても、ほぼ横ばいでありますことや、被保険者から必要な診療が受けられないとの御相談もございませんことから、適正な受診をされているものと考えてございます。

最後に、平成29年度特別会計補正予算についてお答えいたします。

後期高齢者医療給付費準備基金の積み立て後の現在高でございます。今回の補正予算をお認めいただいた場合の現在高の見込みとなりますが、決算書の財産に関する調書に記載の年度末残高約63億円に、先ほどの御質問にお答えいたしましたとおり、約12億円が積み増しされ、予算の計上の上ではございますが、約75億円となる見込みでございます。

御質問の所要額見込みとの実績の差額は、先ほどお答えいたしましたとおり、平成29年度第1回定例会における減額補正約50億円と不用額約75億円の、合わせて約125億円でございます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（西澤啓文議員） 再開いたします。

日下七郎議員。

○30番（日下七郎議員） 専決処分に関することですけれども、明許繰り越しとすることで、葬祭費について、これは流用か、予備費充用という、こういうことがしかるべき措置を行うべきだろうというふうに思っております。その点をなぜ、この明許繰り越しについては年度内に財源が入らなければ、明許繰り越しというこのことは地方自治法でできないんですよ。これを無理にやっているということを申し上げ、その見解を伺います。

それと、第15号議案、保険料の収納に関してですけれども、これに関しては前年度の未納額が年度途中に入ったものも含めて収納しているということですが、今回の主要施策の中で、未納額というのがございます。これについては同じような形になるのですか。

次に、この保険基盤安定負担金46億1,498万617円との乖離、22億円という、こういうことについて、私質疑したのは、別なほうにこれが補填されるということの状況のようですけれども、高齢者医療保険法の99条のところにおいて、この広域連合の財政が状況によっては県は削減するんだということを確認するためにやったんです。こういうことはないんですか。この基金を繰り入れたことよっての安定基金の削減という、あるいは国庫支出金の削減ということがあるかどうか、そこを確認したいと思います。

それに、医療費の問題で確認いたしましたことですけれども、必要な診療を受けていないというふうな状況でお尋ねしましたけれども、そういう苦情が来ていないと。ここまで苦情来るような状況でない中で、非常にこの診療を受けていない方々、こういう方々、多うございますよね。この18万円以下の年金の方々が、食事もそういうことで医療が大変だというのがございます。そういう点で十分調査しながらこれはやっていかなくちやいけないだろうというふうに思うわけで、そういう点、再度お願いします。

以下については、第17号議案の②については、逆算してこの上のマイナス医療分を確認するためございましたので、これはそのとおりだと思いますので、今再質疑した件についてお伺いいたします。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 済みません。すぐお答えできる分からお答えいたします。

まず、基金を繰り入れたことよって、低所得者に対するその軽減分の国からの補助が減らされることはないかということでございますが、これは一定のルールでやってございますので、減らされるということはありません。ですから、これはあくまで本則に基づく2割、5割軽減、あるいは7割軽減というあたりにつきましては、きちんとその市町村からの補助、もちろんこれについては県からとか、そういった形になって私どもに来るわけでございますし、特例の上乗せ分、8.5割にしたり、9割にしたり、7割の人がそういうようになっている分等につきましては、国のほうからこれは来てございます。ただ、来るのがそれぞれの分をそれぞれで負担する形になってございますので、こういうふうに分かれてございますが、私どもで何らかの基金を使って、あるいは決算状況、財政状況よって国の補助が減るということはございません。これはまず1点。

それと、診療を受けていない方についてでございますが、これは確かに被災者の方のそのいろいろ御要望をお聞きするときにもそういったお話を伺っております。あるいは、その年金等の関係からそういった話を伺っておりますが、私どものところにはまだそういう

お話は承っていないというところがございますので、これは市町村等にお話をお聞きするなどして、私どもとしてもそういう現状の把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（西澤啓文議員） 保険料課長。

○保険料課長（佗美雅一） それでは、お尋ねのございましたうち、保険料の歳入と、説明書の中にごございます保険料の収納というところについてお答えをいたします。

御質問のほうでは、説明書の未納額というのも同じかというお尋ねだったかと思えます。決算には、市町村が被保険者から収納いたしました保険料を負担金として納付した額、こちらが決算に載ってございますので、未収金というのは考え方としてございません。つまり、「本来市町村が100万円を納めるべきなただけけれども、99万円しか納められていないから1万円未納だ」というようなことは決算の上ではちょっと考えられないようになってございます。

一方、説明書のほうのそれが実際の28年度に賦課した保険料のうちどれだけ納められて、それで逆に言えば引き算をするとどれだけ納められなかったというのは、説明書に出してございますとおりで、さきに事務局長からお答えもさせていただきましたように、決算書には過年度分の保険料等も含めて市町村が負担金として納めた額、これを決算書に載せてございます。説明書には、そういった過年度の分とか何かを除きまして、とにかく28年度に賦課した保険料のうち、どれだけ納められているかということをお示ししているもので、額が少し違っているというところがございます。私からは以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） 全被保険者にお知らせする関係の件でございますが、一般財源からの繰り越し、一般財源から明許繰り越しをするものでございますので、歳入につきましては国庫として入ってくるものではございますが、繰り越しとしては一般財源の管理費から繰り越すという考え方をしております。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） これより順次討論、採決を行います。

まず、日程第6、第12号議案、専決処分の承認を求めることについて（宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）、日程第7、第13号議案、専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の2件については、討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第12号議案から第13号議案までの2件については、

一括して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤啓文議員) 御異議なしと認めます。

よって、第12号議案から第13号議案までの2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

第12号議案から第13号議案までの2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西澤啓文議員) 御異議なしと認めます。

よって、第12号議案から第13号議案までの2件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、第14号議案、専決処分の承認を求めることについて(平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

28番曾我ミヨ議員。

○28番(曾我ミヨ議員) けやきの会を代表いたしまして、第14号議案の専決処分の承認について討論をいたします。

2月8日、第1回の議会で提案された全被保険者通知事業3,200万円を繰越明許とする専決処分の承認でございます。

けやきの会では、後期高齢者医療の保険料軽減の特例措置の縮小・廃止に伴う改正の議案に対しては、1つは後期高齢者の保険料値上げにつながることで、また、これまでも広域連合としては2回も意見書を上げてきたことを取り上げてまいりました。また、特例措置の縮小・廃止についても、国の政令も示されない段階で急ぐべきではないと。今回、今説明されましたが、3月に出すということで私たちに提案したわけですが、国の制度改正との表記の仕方が違ったということで、実際は4月になったということでもあります。被保険者に十分な説明を行っていくべきことではありますが、こういったことが繰り返されないように、今回はこの第14号議案に当たっても強く求めておくものであります。以上であります。

○議長(西澤啓文議員) これにて討論を終結いたします。

これより第14号議案について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西澤啓文議員） 起立多数であります。

よって、第14号議案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、第15号議案、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許します。

28番曾我ミヨ議員。

○28番（曾我ミヨ議員） 第15号議案、平成28年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

この決算は、保険料の引き下げが含まれております。この引き下げに当たっては、引き下げを可としてまいりました。そして、同時にさらなる引き下げを求めてきたものであります。当局は、平成28年度、29年度の2カ年における保険料と給付費のバランスがとれるように、可能な限り基金全額を充当して試算されたものであり、これ以上の引き下げは困難だと述べてまいりました。しかし、その一方で、基金の積立金は、平成27年度で81億2,500万円、28年度では93億7,580万円となっております。先ほども審議されましたが、給付準備基金では平成27年度が47億7,000万円、28年度は63億2,400万円、そして29年度期末残高見込みでは12億円さらに増えて75億円としております。いつもこういうときにはインフルエンザの大流行を問題にしていますが、これまでそんなことがあったのかどうか。今日の医療情勢の中でこういったことは未然に防げるのではないのでしょうか。基金は被保険者から集め過ぎたものであり、集め過ぎた保険料は保険料引き下げに使うべきだと考えています。

もう1点は、後期高齢者の被災者への医療費の一部負担減免の継続でございます。東日本大震災に対して、社会保障の観点から国の財政支援を行っているものであります。これを活用して、国保事業については現在でも県内9自治体で継続されております。なぜ同じ被災者でありながら、後期高齢者は免除を打ち切られているのか。現在、災害公営住宅入居後も高齢者の孤独は深刻で、体調を崩されている方も多くなっております。被災者からは、「同じ被災者なのに、なぜ後期高齢者の減免を打ち切るのか」「再開してほしい」という要望が強まっています。後期高齢者の医療費減免に対する費用は、実績で2億6,000万円となっており、28年度末の基金残高を活用すれば十分にこの被災者医療の再開はできるものと考えています。

以上の点で、28年度の決算に反対するものであります。以上です。

○議長（西澤啓文議員） これにて討論を終結いたします。

これより第15号議案について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西澤啓文議員） 起立多数であります。

よって、第15号議案は原案のとおり認定されました。

次に、日程第10、第16号議案、平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

第16号議案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤啓文議員） 御異議なしと認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、第17号議案、平成29年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

28番曾我ミヨ議員。

○28番（曾我ミヨ議員） 第17号議案、後期高齢者医療特別会計補正予算に対する反対討論でございます。

平成29年度4月から、特例軽減措置の縮小・廃止が実施されることになりまして、当局は、これまでの答弁の中で、低所得者の所得割が5割軽減が2割軽減で、約2万9,000人が平均年間7,500円もの負担になると答えてまいりました。元被扶養者の均等割9割軽減が7割軽減で約5,000人、平均年額で9,200円の負担増になるとも説明されてまいりました。このように、特例軽減措置は段階的に廃止されるというもので、保険料のさらなる引き上げになるものであります。これらに賛同することはできません。

もう一つは、被災者の医療費一部負担減免にかかわってですが、先ほども述べましたので繰り返しません。基金の現状から、被災者の医療費負担減免は十分にできるものです。今からでも国民健康保険事業と同様に、遡及して後期高齢者の医療費一部負担免除を

実施するよう強く求めて、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西澤啓文議員） これにて討論を終結いたします。

これより第17号議案について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西澤啓文議員） 起立多数であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第18号議案 監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（西澤啓文議員） 次に、日程第12、第18号議案、監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、3番長田忠広議員の退席を求めます。

（3番長田忠広議員 退席）

○議長（西澤啓文議員） 本案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 第18号議案、監査委員の選任の同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

議選監査委員をお願いしておりました多田龍吉監査委員が平成29年4月28日で任期満了となり、現在空席となっております。市町村での監査委員経験や広域連合議会議員としての経験、議員としての残任期間の長さなどを勘案し、長田忠広議員を地方自治法第196条第1項及び宮城県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議選監査委員として選任することに同意を求めるものでございます。

以上、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議を賜り御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（西澤啓文議員） 本案については質疑及び討論の通告がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西澤啓文議員） 御異議なしと認めます。

よって、第18号議案はこれに同意することに決しました。

3番長田忠広議員の入場を求めます。

（3番長田忠広議員 着席）

○議長（西澤啓文議員） この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（西澤啓文議員） 12番の佐藤富夫議員から、所用により早退の届け出が提出されておまして、ただいまの出席議員は33名となっております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 一般質問

○議長（西澤啓文議員） 日程第13、一般質問を行います。

質問通告者は3名であります。

申し合わせにより、発言時間は答弁を含め1人30分以内とし、質問回数は3回までといたします。また、各グループにおける配分時間を考慮の上、これを超過しないよう御協力をお願いいたします。

通告順に発言を許します。9番色川晴夫議員。

○9番（色川晴夫議員） 県央会、松島町の色川晴夫でございます。よろしくお願い申し上げます。

健康診査の受診率の向上をというようなことで質問をいたします。

後期高齢者医療制度が開始されて10年目となり、制度も浸透してきたように思われます。ますます高齢化社会を迎え、後期高齢者医療制度の果たすべき役割も大きくなってまいります。高齢者が元気で充実した生活を送るための健康を守る健康診査について伺います。

先ほど監査委員のほうからも報告がありました。この後期高齢者医療制度の支出、医療給付費、それから健康診査、その支出が多いというようなことであります。その中で、宮城県後期高齢者医療広域連合として、受診率の向上や健康維持につながる対策をどのよう

に講じているのか。これは、資料としていただいている成果表にも記載されているところ
であります。また、広域連合みずからが先進事例などを紹介したり、市町村を後押しする
ような事業はどのようなものが行われているのかということを質問いたします。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの色川議員のお尋ねにお答えをいたします。

後期高齢者医療制度も10年目を迎え、ことし5月には宮城県の被保険者が30万人を
超えてございまして、保険者としての責任と役割はますます大きいものと認識をいたして
おります。

病気の早期発見、重症化の予防、健康づくり等により、被保険者の皆様の健康の維持に
寄与することは、医療給付事業の安定した運営と並んで保険者にとって大変重要な使命で
あると考えております。御質問にございました健康診査を初め、各種保健事業を進めてい
るところでございます。

実施におきましては、住民に最も身近な市町村が、乳幼児から高齢者まで全ての住民の
健康づくりに手を尽くしていただいております。被保険者に対しまして、市町村が実施機
関となる事業も多数ございますことから、市町村と協力、連携して取り組んでいるところ
であり、先進事例を参考としながらともに知恵を出し合って、よりよい事業を実施し、住
民の皆様の健康づくりを継続的に進めてまいることが重要であると考えているものでござ
います。

具体の取り組みの詳細につきましては、事務局から御答弁を申し上げます。私からは以
上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） それでは、私からは、事業の取り組みの詳細につきましてお答え
いたします。

広域連合におきましては、被保険者に対する保健事業の実施に資するよう、医療費の分
析や保健事業計画の作成を行っているほか、御質問にあります健康診査や歯科健診、ある
いは市町村が実施する長寿健康増進事業に対する財政的な支援などを毎年実施しておりま
す。また、健診の重要性に鑑み、今年度より新たに訪問歯科健診を実施しているほか、今
回の補正予算で計上いたしました住所地特例者に対する健診助成の実施を予定するなど、
被保険者の健康維持に対するさらなる取り組みを進めているところでございます。

市町村への後押しとしましては、健診の受診率向上を図るとともに保健事業をより効果

的かつ積極的に行っていただけるよう、市町村保健事業担当者会議を開催し、先進事例の発表、グループワークでの意見交換により、各市町村が抱える課題の解決や実効性のある事業の促進を図っております。

加えて健康診査事業につきましては、市町村における実施状況の調査を通じて実態を把握し、受診率向上の可能性を探っているほか、職員が市町村を訪問し、効果的な保健事業のあり方について意見交換を行い、保健事業の促進に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 色川晴夫議員。

○9番（色川晴夫議員） このように毎年健康診査を行っているということで、先月、この7月に発表されました平均寿命、男性が初めて80歳を超え80.98歳、女性87.14歳、これは香港に次いで世界第2位の最長寿国の一つだというようなことが、この間報道されておりました。

今、御答弁いただきましたこのような政策をもっと進めることで、病気の早期発見と健康維持につながるとこのように思うのであります。宮城県において、被保険者数は30万人と言われておりますが、平成28年度では29万3,000人、健康診査対象者は27万9,000人となっております。このうち、受診率は全体で、資料にもありますが、全体で26.6%となっております。最高受診率は53.7%、最も低いのが16%と、このような数字が出ておまして、開きが大変大きいです。この3年間の受診率を見ても、平成26年度25.4%、平成27年度は25.9%、平成28年度は御紹介のとおり26.6%と、このように若干伸びてはおりますが、ほぼ横ばいの状態というようなことになっております。

集団健診だけでなく、個人診断もされている方がいるわけですが、この26.6%、この受診率をどのように見ているのか、分析しているのか、再度伺いたいと思います。

そして、もっと上がれるような、もっとも受診率向上のために改めてどのような考え方がありますか、伺います。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） お答えいたします。

健康診査は、市町村への委託事業として行っております。市町村では、後期被保険者のみを対象とするのではなく、国保被保険者を含めて健康診査を行っておりますので、それぞれの市町村で地域性や委託先となる実施機関等の事情を考慮し、個別健診や集団健診の

別も含め、最も適切な方法を選んで実施していただいているところがございますが、その中で、市町村ごとの実情の違いから、結果として受診率に差異が生じるものと思われま

す。
受診率につきましては、横ばいではございますが、わずかではございますが年々上昇しており、広域連合が設定しております目標の26%を上回っております。議員御指摘のとおり、高齢者が元気で充実した生活を送るためにも、今後さらなる受診率の向上を図る必要があることから、少しでも受診率が向上するよう、より受診しやすい体制を構築するための受診勧奨や健康相談、先ほど申しました市町村との連携、情報交換などについて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 色川晴夫議員。

○9番（色川晴夫議員） 市町村に対する施策、三、四年前から見ると、大分資料を見ても市町村に対する助成が、事業ですよ、非常に多くなっているのかなと。我が町松島も脳診断とか、水中、プールを利用したものとかをやっております。そういう施策がありましたら、どしどし「何かありませんか」というようなことを各市町村に積極的に出していただければいいのかなと、このように思います。

最後になりますが、私、4年間後期高齢、この12月で改選になりますので最後の質問かなと思いますけれども、ここにいらっしゃる連合長も今までこの席にいましてお顔を拝顔しました。「ああ、この方が最初は仙台市長さんかな」とこのように思いまして、4年間質疑させていただきました。残念ながら御勇退ということになりますので、この4年間、8年間ですね。本当に御苦労さまでございました。今後とも、仙台市並びにこの宮城県後期高齢者医療広域連合議会、よろしく高所大所から御指導賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（西澤啓文議員） 次に、31番眞幡善次議員。

○31番（眞幡善次議員） 31番、川崎町議会議員眞幡善次でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、グループさくらを代表して通告に従い質問させていただきます。

少子高齢化の上、今後団塊の世代が後期高齢者医療保険の対象者になれば、医療給付費の増大が避けては通れません。国の礎を築いてきた高齢者がいつまでも元気で健やかに安心して老後を暮らせる社会にしなくてはなりません。

各市町村においては、既にデータヘルス計画の推進を図り、高齢者の健康づくりのため

さまざまな取り組みをし、長寿・健康増進事業を行っておりますが、財源不足のためか、まだまだ不十分です。また、高齢者の間でも、各種スポーツや趣味を生かしたサークル等で健康増進を図っている方が多く見受けられます。

病気にかからず元気な老後が送れるよう、日ごろからの対策が必要です。現在、データヘルス計画のもと、市町村助成事業「後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金」の制度がありますが、各市町村の要望に対し積極的に対応し、被保険者の健康増進を図る必要がありますが、どのように取り組んでいるのか、伺います。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの眞幡議員のお尋ねにお答えをいたします。

議員のお話にもございましたとおり、高齢社会が一層進む中、宮城県もその例外ではなく、団塊の世代と呼ばれる前期高齢者の方々が加入することにより、今後ますます被保険者が増加することが見込まれているところでございます。

超高齢社会を生き生きと活躍できる「生涯現役社会」を実現することが肝要と考えておりますが、そのためにも健康であることが何よりも大切でございます。また、医療費の増加によって国民の負担が過度なものとなることのないよう、高齢者の健康維持は医療制度のみならず社会全体にかかわる重要な課題であると受けとめております。

そのため、広域連合といたしましては、平成28年3月にデータヘルス計画を策定し、各種事業を展開しているところでございます。その中に位置づけております市町村助成事業は、市町村が行います各保健事業に対し、広域連合より補助金を交付するものでございますが、年々申請件数が増加しているところでございまして、市町村と連携し、さらに保健事業の展開を進めていく必要があると考えております。

事業の詳細につきましては、事務局から御答弁を申し上げます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） 私からは、後期高齢者医療制度特別対策事業についてお答えいたします。

この事業では、国の特別調整交付金を財源とし、交付基準に合致した市町村事業に対し補助金を交付しております。御質問にございました財源に関しては、先ほど連合長からお答えいたしましたとおり、申請件数が増加しておりますが、現時点で国の交付額上限に達していない状況でございます。広域連合としましても、多くの市町村にこの制度を活用し健康づくり事業を行っていただきたいと考えており、市町村の主管課長が出席する幹事会

や担当者会議等において対象事業の実例を説明の上、新たな事業の取り組みに工夫いただいているところでございます。

また、事前に御相談いただいた事業につきましては、国に対し事業が補助事業に該当することを確認するとともに、保健事業を計画している市町村へ職員が訪問し相談する機会を持つなど、制度の積極的な活用を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 眞幡善次議員。

○31番（眞幡善次議員） ありがとうございます。

ところで、今年度の市町村助成事業は何件の申請が出ているか、お伺いさせていただきます。

また、市町村助成事業の内容を見てみると、非常に複雑で縛りが多いように感じられます。市町村との連携を図るためにも、もっと簡素化する必要があるのではないのでしょうか。

また、高齢者の健康保持・増進のためにも、現役世代からの健康づくり対策が必要だと感じます。今まで以上に国保との連携を図る必要があるのではないかと思います。今後の対応について、あわせてお伺いさせていただきます。

○議長（西澤啓文議員） 給付課長。

○給付課長（千葉敬実） お答えいたします。

初めに、今年度の申請件数ですが、現在、特別対策事業費補助金の申請時期を迎えておりませんが、国の調整交付金に対する市町村の事業計画として7月末現在、7市町から12件提出がございますので、同数の申請がなされるものと考えております。

議員御指摘の交付基準につきましては、国がここ数年、毎年のように変更しており、今年度も昨年度該当していた社会参加活動に対する運営費助成や保養施設利用費助成事業が対象外とされたところでございます。その結果、昨年度9市町に申請された事業のうち、4市町の事業が非該当になるものと考えております。

この国の交付基準変更が市町村での事業取り組みに影響を与えかねないことから、今年度の特別対策事業費補助金につきましては、国の交付基準変更で非該当になった場合でも、特別調整交付金の保険者インセンティブ等を財源とし、一定の基準のもと補助金を交付することで、市町村において積極的に保健事業の計画、実施に当たっていただけるよう検討を進めているところでございます。

次に、現役世代からの健康づくりについてですが、後期高齢者医療被保険者の健康維持

に資する取り組みは、現役世代からの生活習慣病等への取り組みの延長上にあり、後期高齢、国保の区別なく継続して実施していく必要があると考えております。広域連合としましては、各保険者間の調整、取りまとめを行っております保険者協議会への参加を通じ、国保のみならず各保険者と問題意識を共有し、取り組んでいるところでございます。

また、市町村に対しましては、先ほどお答えしましたとおり、市町村保健事業担当者会議の開催や実施状況の調査、市町村への訪問等による意見交換等を通じ、今後一層連携、調整を図ってまいりたいと考えております。

さらに、議員御指摘の制度利用のしにくさについては、現役世代からの一貫した取り組みを可能とする補助制度の検討を含め、利用しやすい制度とするよう国に求めてきたところでございます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 次に、35番杉浦謙一議員。

○35番（杉浦謙一議員） 35番、杉浦でございます。けやきの会を代表いたしまして一般質問を行います。

まず、初めに、前回の定例会で私たちけやきの会が問題としてきました特例軽減の縮小、そして廃止、これによって保険料の所得割額の軽減が5割から、今年度は2割軽減へと、来年度は軽減がなくなるという問題があることを指摘してまいりました。また、社会保険の元被扶養者であった方への均等割軽減割合、これが9割、そしてまた、8.5割から今年度は7割軽減となり、来年度は5割軽減となり、平成31年度は5割軽減というふうになり、5割軽減でありますけれども、2年後には軽減が廃止されてゼロになると、そういう問題を指摘しておりました。

さて、このような問題として、この保険料の軽減制度でありますけれども、今年度における被保険者の負担増のこの影響で、負担額がどのくらい増加したのか。そしてまた、人数はどれくらいになるのか、伺います。

次に、給付費準備基金についてでございますけれども、先ほどの平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算、この高齢者医療給付費の準備基金の積み立てが101億5,013万7,000円増額となり、101億5,054万3,000円となっております。平成28年度の決算では、この準備基金、平成28年度年度末では31億293万5,000円を積み増しし、63億2,352万7,000円としております。この給付費準備基金は、平成29年度末、今年度末ですね。どのくらいの見込み額を想定しているのか、お聞きいたします。

また、あわせまして、後期高齢者医療給付費準備基金、この基金を活用して被災者への一部負担金免除措置を実施すべきと考えますけれども、連合長のお考えにつきましてもお聞きいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） ただいまの杉浦謙一議員の一般質問につきましては、事務局より御答弁を申し上げます。

○議長（西澤啓文議員） 事務局長。

○事務局長（高橋仁） お答えいたします。

初めに、本来の保険料軽減措置にさらに上乗せされている特例措置の見直しがなされたことの影響についてお答え申し上げます。

今年度の保険料を決定した確定賦課の状況でお答え申し上げます。所得の低い方の所得割軽減に係る特例の見直しでは、影響のあった方が2万9,479人、影響額は1人平均でございますが、7,492円となっております。また、元被扶養者であった方の均等割軽減に係る見直しでは、影響のあった方が3万2,265人、影響額は1人平均6,993円となっております。

続きまして、医療給付費準備基金の年度末見込み額についてお答え申し上げます。

平成29年度補正予算計上後に取り崩すべき事案がなかった場合の医療給付費準備基金の現在高見込み額は、約75億円でございます。

次に、一部負担金免除措置についてでございます。

まず、基金の活用につきましては、国の通知を待つこととなりますが、次期保険料改定において、保険料の上昇抑制に活用することになる予定でございます。一部負担金免除措置への活用は困難であるものと考えてございます。被災地の皆様から医療費の一部負担金免除を願う声が引き続きございますことは承知してございまして、広域連合といたしましても実現のための措置を国に求めてまいったところでございます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 杉浦謙一議員。

○35番（杉浦謙一議員） 最初の低所得者の保険料軽減制度、2回目の質問をいたしますけれども、本来、負担増によりまして保険料が増加した分、この分を今年度、今回の議定例会には補正というのはなかったんですけれども、これはなぜ今年度補正予算にあらわれてこなかったのか、もう一つ、基金に関しましては、広域連合の第1回定例会、これは

2月に定例会を開いたわけですが、事務局長は、塩竈市の曾我議員の一般質問で、「独自の自主財源を持っていない」、この問題に関して一部負担金免除措置ですが、ということで答弁しておりますけれども、こういったこの積み増ししている基金を財源とすることができるのであればいいのではないかと思います。先ほど国の財源支援がないという答弁もしておりますけれども、そういった点で2回目の質問をいたします。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 杉浦議員の重ねての御質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに、こうした特例軽減の見直しにより負担が増となった方々に対して、なぜ補正をしなかったのかということをございますけれども、既に御承知のとおり、この特例の軽減と申しますのは、本来の負担すべき割合、それを超えてやはり大変この後期高齢者医療がスタート、発足しましたときに、さまざまな国民の皆様からの議論がある中で、より国としてしっかりとその財源を補填しながら、本来負担していただくべきものの割合を超えて国が負担することによって、制度の円滑な発足を支援しようという趣旨で設けられた制度だというふうに認識をしております。それがこの間の後期高齢者医療制度の国の理解では確立された中で、本来のあるべき姿に戻すということで、ただいまその軽減措置の一般的な状況への移行というのが行われているところでございます。

本来定められている負担割合にならしていくということでございますので、これを宮城県後期高齢者医療広域連合として補正予算を措置してこの補填をするという状況のものではないというのが私の認識でございます。

それから、現在のその保有しております基金の金額を使って医療費の一部負担金の免除の再開ということでございますが、この基金の趣旨につきましては、先ほど事務局長からも御答弁申し上げましたとおり、保険料の上昇抑制に使うべきものというふうに考えてございまして、一部負担金免除の再開につきましては、この間、私ども長年国に求めてまいりましたとおり、全額国の負担によってこれが賄われるべきものと、そのような考えで対処しているところでございます。以上でございます。

○議長（西澤啓文議員） 杉浦謙一議員。

○35番（杉浦謙一議員） 給付費準備基金の3回目になりますけれども、先ほど言った軽減制度も含めまして、負担増の被保険者が負担を強いられ、そしてまた、一方では基金をため込むという形に現象的にはそういうふうになると思います。そういった中で、一方で負担が増える、そういった中、先ほど言ったように基金をため込むのが平成27年度末に

32億円、平成28年度末は63億円、そして先ほど答弁いただきました75億円というふうになっている。そういった中で、この基金をどこまでため込むのか、ため込むつもりなのかというのは、やはりこの広域連合のあり方というか、どこまで目指しているのかなと私はそう思うんですけども、最後ですからそういった点も踏まえて答弁いただきたいと思います。

○議長（西澤啓文議員） 広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 基金の増額ということですが、基金はもとより、その額を最大化するというのが目的ではございませんで、あくまでも緊急的な医療費の需要に適切に対応すること、そしてまた、将来的な全ての被保険者の皆様が支払っていただく保険料の抑制を図ること、これを大きな狙いとしているものでございます。基金が増加したといたしましても、それを例えば他の用途に使うということはないわけでございます。いずれも全ての被保険者の皆様の保険料抑制という全体の利益に還元されるべく運営をしてまいる所存でございます。

○議長（西澤啓文議員） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（西澤啓文議員） 以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、奥山恵美子広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。奥山広域連合長。

○広域連合長（奥山恵美子） 平成29年第2回定例会の終了に当たりまして、私からお時間をいただきまして一言御挨拶を申し述べさせていただきたいと存じます。

私はこのたび、8月21日をもって仙台市長を任期満了となるわけですが、あわせてこの広域連合につきましても連合長の職を退かせていただくということになってございます。

本当に平成21年に就任をいたしまして以来、議員各位の皆様、そしてまた、構成自治体の構成員の皆様、そして何よりも事務局職員、多くの方々に支えられて、この広域連合という大変当時は生まれたての赤ん坊のような制度でございましたけれども、運営を進めてまいることができました。この間、東日本大震災という大変な災害があり、被保険者の方々はもとより、多くの自治体でも大変な困難を抱える中、あわせてこの広域連合の運営につきましても重ねて職員を派遣をしていただき、お支えをいただいたことにも、心から

感謝を申し上げる次第でございます。

後期高齢者医療制度、大変重要な制度として今後ともますますその重要性というのは県民の中で高まっていくものと思います。私は連合長を退かせていただきますが、議員各位におかれましては、なお一層この制度の円滑な運営に向けて御尽力賜りますこと、そしてまた、私をお支えくださいましたことに心から御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。8年間、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（西澤啓文議員） これにて平成29年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後3時50分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 澤 啓 文

署名議員 齊 藤 秀 行

署名議員 富 田 文 志